

第24期第36回農業委員会総会

◇日 時 令和5年6月14日（水）午後4時00分

◇場 所 昭島市役所 301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◆欠席委員

◇議事録署名委員 12番 清水 幸治 13番 野島 喜博

◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付 した事項	議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について 議案第2号 認定都市農地の利用状況の報告書について 議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いについて
---------------	--

議長 それでは、只今から、第36回農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は12番 清水委員 13番 野島委員 を指名します。

議長 これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (3件)
議案第2号 認定都市農地の利用状況の報告書について (2件)
議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いについて (1件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和5年6月6日 立会い者は、申請

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年6月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積314m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積19m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積297m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積542m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積557m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積567m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積481m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積390m² 面積合計3,167m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年5月1日から令和5年5月31日までとなっております。備考につきましては、平成26年5月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明いたします。

つ目の信号を■■■■へ曲がり約80m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、田には水が張ってありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、耕耘、水張り、田植。夏は、水の管理、畔の管理、草取り。秋は、収穫、耕耘。冬は、耕耘後休田です。出荷状況は、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありませんが、今年は体調不良のため肥培管理のみとのことです。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年6月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積228m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年5月31日までとなっております。備考につきましては、平成5年5月28日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいいたします。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 認定都市農地の利用状況の報告書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

議長 続きまして、事務局より利用状況について説明願います。

農政係長 はい、事務局。

総会資料 7 ページになります。3 番「認定事業者が行う耕作の事業の実施状況」について、「イ：生産した農作物等のおおむね 5 割以上を、昭島市および隣接市で販売した」となっています。また下の方に移りまして、借受人が周辺住民の生活環境に調和した耕作を継続していくため、■■■■は下記の作業に年間 40 日以上従事しました。（1）当該生産緑地での栽培経験をもとに借受人に対して栽培計画及び栽培指導等を行った。（2）周辺環境との調和をはかるための農地の見回り及び周辺住民からの相談対応を行った。（3）その他本生産緑地に付随する事項への助言・協力・指導などを行った。次に総会資料 8 ページになります。借受人は「イ：農作業に常時従事すると認められる個人」にあたりまして、所有以外の借入農地が 5,764 m²、そのうち昭島市で借りている農地が 1,162 m²となります。次に総会資料 9 ページになります。6 番「周辺地域との関係」ですが、周辺に及ぼしている影響は特にありません。

以上です。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。

6番 細井委員説明願います。

はい、説明いたします。

番号1 貸付人、借受人及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、借受人です。調査年月日は、令和5年6月6日 立会い者は、借受人、会長、職代、B班と私と事務局です。過去1年間の労働日数は年300

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。

議長 次に、議案第2号 番号2 認定都市農地の利用状況の報告書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

議長 続きまして、事務局より利用状況について説明願います。

農政係長 はい、事務局。

総会資料 12 ページになります。3 番「認定事業者が行う耕作の事業の実施状況」について、「イ：生産した農作物等のおおむね 5 割以上を、昭島市および隣接市で販売した」となっています。また下の方に移りまして、借受人が周辺住民の生活環境に調和した耕作を継続していくため、■■■■は下記の作業に年間 40 日以上従事しました。（1）当該生産緑地での栽培経験をもとに借受人に対して栽培計画及び栽培指導等を行った。（2）周辺環境との調和をはかるための農地の見回り及び周辺住民からの相談対応を行った。（3）その他本生産緑地に付随する事項への助言・協力・指導などを行った。次に総会資料 13 ページになります。借受人は「イ：農作業に常時従事すると認められる個人」にあたりまして、所有以外の借入農地が 2,177 m²、そのうち昭島市で借りている農地が 1,263 m²となります。次に総会資料 14 ページになります。6 番「周辺地域との関係」ですが、周辺に及ぼしている影響は特にありません。

以上です。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。

議長 次に、議案第3号 番号1 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いについて、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。

議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いについて、上記の議案を次のとおり提出する。令和5年6月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積459m² 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積16m² 面積合計475m² 買受人は、■■■■■ ■■■■■ 売扱人は、■■■■■ 転用目的は、所有権移転です。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

3番委員 はい、説明いたします。

200m進み、■■■■から更に236m進んだ左側の農地です。農機具の関係ですが、ユンボが1台、2tダンプが1台、軽トラックが1台、トラクターが1台、耕耘機が1台です。農地の状況ですが、主に中低木樹と果樹を植栽、育成、販売しております、オオムラサキツツジ19本、オタフクナンテン12本、アマノガワ9本、アジサイ9本、ツツジ6本、ナンテン6本、サツキ5本、ミカン3本、ブルーベリー3本、キンカン1本等52種類154本が栽培されています。年間の作付け状況は、通年で、現状の樹木、果樹の育成と栽培です。出荷状況は、■■■■です。指摘事項は、特にありません。

以上です。

議長

続きまして、農地法第46条の規定による買受人の経営農地について、説明願います。事務局より説明願います。

事務局長

はい、事務局。

議長

続きまして、市内農地の耕作状況について説明願います。

8番 篠委員説明願います。

8番委員

はい、説明いたします。

以上です

議長

続きまして、市外農地の耕作状況について事務局より説明願います。

農政係長

はい、事務局、

あつたところの北側の方の■■■■付近になります。①②④に関しましては圃場に植木が植わっています。こちらはそろそろ剪定を始めるとして、下草の処理も行われていました。③は耕耘済みであり、ニンジンと分けネギが植えられました。⑤は耕耘済みであり、ネギが植えられました。⑥は耕耘済みであり、サトイモが植えられました。⑦⑧は耕耘済みであり、⑦は狭い部分となっていまして、⑧にサトイモが植えられました。⑨の半分は切り花が栽培されておりまして、もう半分は耕耘済みで、そこに混ぜるための牛糞が準備されていました。一部野菜が植えられましたが、そこ以外は耕耘され下草もない状態でした。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないと認め、本件については、買受人が売払いの相手方として妥当である旨の回答をいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長	
委員	
委員	